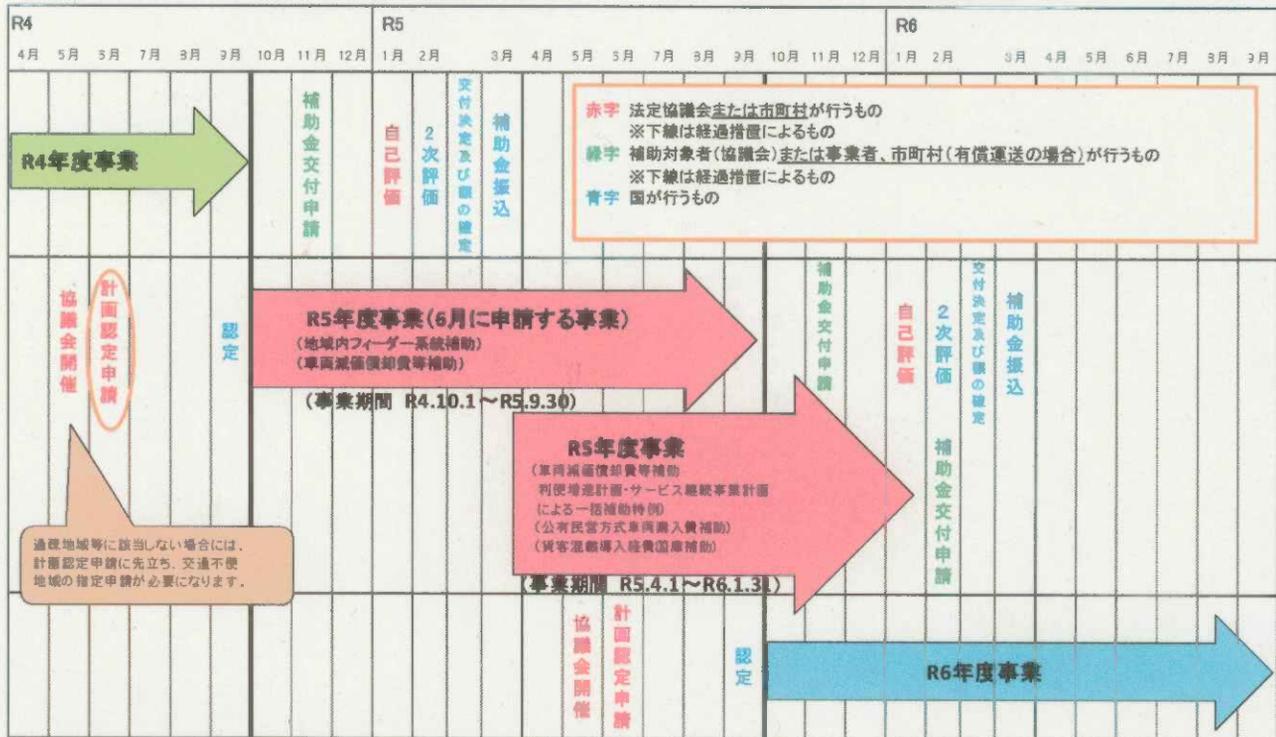


(2) 計画の認定申請から補助金振込までのスケジュール



令和5年度事業にかかる補助金交付までの流れ

- ①地域公共交通計画(※生活交通確保維持改善計画(又は地域内フィーダー系統確保維持計画))認定申請
(令和4年6月30日まで)

※令和6年度事業までは、経過措置により、従前の例により申請が可能です。
- ②認定(令和4年9月下旬頃)
- ③事業実施期間
 地域内フィーダー系統運行費補助、減価償却費等補助
 → 令和4年10月1日~令和5年9月30日
 減価償却費等補助(利便増進計画に伴う一括補助、自家用有償旅客運送)、公有民営方式車両購入費補助
 → 令和5年4月1日~令和6年1月31日
- ④途中、計画に変更が生じた場合は、事前に変更認定申請又は変更届出必要

(事前に内容を確認する必要がありますので、基本、実施予定日の1ヶ月前を目安に一旦データにて提出いただき、確認後、正式に申請又は届出を行ってください)
- ⑤補助金交付申請
 地域内フィーダー系統運行費補助、減価償却費等補助
 → 令和5年11月30日まで
 減価償却費等補助(再編に伴う一括補助、自家用有償旅客運送)、公有民営方式車両購入費補助
 → 令和6年2月10日まで
- ⑥交付決定及び額の確定(令和6年2月下旬頃)
- ⑦補助金支払い(令和6年3月~4月頃)

要注意!! 変更認定(届)をせずに運行した場合には、補助が受けられない場合があります。